

都道府県知事 殿
環境影響評価法政令市長 殿

環境省総合環境政策統括官

環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）は、令和 7 年 6 月 20 日付けで公布され、環境影響評価に係る書類等の公開の規定等については令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

また、これに伴い、環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 384 号。以下「改正政令」という。）が令和 7 年 11 月 19 日に公布されました。

これらの規定の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、下記の事項に十分御留意の上、各段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の背景

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）附則第 10 条において、「政府は、この法律の施行後 10 年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。これを受けて、令和 6 年 10 月に環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度の在り方について諮問がなされた。また、令和 5 年 9 月には、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされており、令和 6 年 3 月に、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」の答申がなされ、当該答申では、陸上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性について指摘された。これを踏まえ、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会において審議がなされ、令和 7 年 3 月に中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」の答申がなされた。

答申において、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき作成される各環境影響評価図書は、地域の環境情報、環境影響評価の結果、その結果必要とされた環境保全措置の内容等が集約された文書であり、当該書類が継続的に公開されることにより、後続事業者による効果的かつ効率的な環境影響評価の実施や、透明性の向上による地域の理解醸成に資するものである一方で、現在、環境省が行っている「環境影響評価図書の公開について（改訂版）」（令和 4 年 6 月 30 日付け環政評発第 2206303 号）に基づく各環境影響評価図書の公開の件数が少ないことが課題となっていることから、環境省が当該図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立するべきとされた。

この答申の内容も踏まえて、改正法が令和 7 年 3 月に閣議決定され、令和 7 年 6 月に公布された。

第 2 環境影響評価に係る書類等の公開について

改正法により、環境大臣は、事業者等（事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。以下同じ。）が計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書及び報告書（以下「環境影響評価に係る書類等」という。）について、法の規定による公表の手続を経たときは、あらかじめ事業者等の同意を得た上で、政令で定める期間、当該環境影響評価に係る書類等をインターネットの利用その他の方法により公開することができることとされた（改正後の法第 52 条）。

政令で定める期間については、改正政令により、同意を得た日から起算して 30 年を経過する日までの期間とすることとされた（改正後の環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）第 27 条）。

環境影響評価に係る書類等の公開の具体的な方法、事業者等が公開の同意をするに当たって記入すべき同意書の様式、公開する環境影響評価に係る書類等の提出の方法等については、「環境影響評価法に基づく環境影響評価に係る書類等の公開について」（令和 8 年 3 月 25 日付け環政評発第 2603252 号）において示すとおりとする。

貴都道府県及び市町村におかれては、事業者等から環境影響評価に係る書類等の送付を受ける際などに、事業者等に対してこれらの規定について周知いただくなど、環境影響評価に係る書類等の公開に御協力をお願いします。

なお、改正後の法第 52 条の対象にならない、令和 8 年 3 月 31 日までに法の規定による公表の手続を経た環境影響評価に係る書類等については、令和 8 年 3 月 25 日に改正した「環境影響評価図書の公開について（改訂版）」（令和 4 年 6 月 30 日付け環政評発第 2206303 号）により、事業者の協力を得て、公開を行うこととする。

また、環境影響評価に係る書類等の公開の規定の施行に伴い、「環境影響評価法に基づく環境影響審査等の実施状況調査について（依頼）」（平成 25 年 5 月 21 日付け環政評発第 130521 号）は廃止することとする。